三　調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額

四　前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額に補正後確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の九において同じ。）

2　前項第四号の補正後確定加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数に対する前期高齢者である加入者の総数の割合を補正後前期高齢者加入率（その率が第三十四条第四項に規定する下限割合に満たないときは、当該下限割合とする。）で除して得た率を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率とする。

（平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金の額の算定の特例）

第十三条の八　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十八条第一項第一号の負担調整前概算前期高齢者納付金相当額は、当分の間、同条第二項の規定にかかわらず、調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額から調整対象給付費見込額等を控除して得た額と、前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額から前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

第十三条の九　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十九条第一項第一号の負担調整前確定前期高齢者納付金相当額は、当分の間、同条第二項の規定にかかわらず、調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額から調整対象給付費額等を控除して得た額と、前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額から前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額を控除して得た額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

附則第十四条の四の次に次の二条を加える。

（平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定の特例）

第十四条の五　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、当分の間、第百二十条第一項の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者見込数及び同条第二項に規定する概算後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

2　前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算後期高齢者支援金総額は、当該各年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額（第百条第一項に規定する保険納付対象額をいう。次条第二項において同じ。）の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の見込総数を乗じて得た額とする。

第十四条の六　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、当分の間、第百二十一条第一項の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数及び同条第二項に規定する確定後期高齢者支援金調整率を乗じて得た額とする。

2　前項の被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額は、当該各年度における全ての後期高齢者医療広域連合の保険納付対象額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数を乗じて得た額とする。

（介護保険法の一部改正）

第二十八条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項及び第百二十六条第一項中「この章において」を削る。

附則に次の二条を加える。

（被用者保険等保険者に係る納付金の額の算定の特例）

第十一条　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者（国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る第百五十一条第一項の概算納付金の額は、当分の間、第百五十二条の規定にかかわらず、被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。

2　前項の被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額は、当該各年度における全ての市町村の医療保険納付対象額及び介護予防等事業医療保険納付対象額の見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該各年度における全ての被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数を乗じて得た額とする。

3　第一項の補正後第二号被保険者見込数は、第二号被保険者（第二号被保険者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者であるもの（以下この条及び次条において「特定第二号被保険者」という。）を除く。）の見込数と特定第二号被保険者である者の見込数に各年度ごとに特定第二号被保険者である者の数及び納付金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数との合計とする。

一　健康保険法の規定による被保険者　その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

二　船員保険法の規定による被保険者　その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

三　国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員　その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

四　地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員　その同法に規定する給料の月額と、同法に規定する期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

五　私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者　その同法に規定する標準給与の月額と、同法に規定する標準賞与の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

六　国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員　その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものと、同法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

4　前項の加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であった期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。